

雇児保発0606第2号
平成25年6月6日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管部局長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長
(公 印 省 略)

保育所等を整備する場合の国有財産の活用について

日頃より、保育制度の推進にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

保育所の待機児童解消は喫緊の課題であり、先般、総理から「待機児童解消加速化プラン」(別紙1参照)が発表され、政府としても2年後の子ども・子育て支援新制度のスタートを待つことなく、できる限りの対策を講じるとされたところです。

特に待機児童の多い都市部においては、保育所等を整備するための土地・場所の確保が困難な状況等に鑑み、これまで、地方自治体からの要請に対し、

- ・ 宿舎跡地などの国有地の優先的処分
- ・ 定期借地制度を利用した貸付スキームの積極的な活用

など保育所等整備への国有地の優先的な活用がなされています。

また、宿舎の空きスペースについては、家庭的保育(保育ママ)事業への積極的な活用が進められています。(別紙2参照)

「待機児童解消加速化プラン」の実施期間においても、こうした取組をより一層推進していくため、地方財務局等から都道府県管財担当部局に対して、保育所施設用地取得等の検討にあたり、未利用国有地に関する情報も参考にしていきたい旨の周知がなされるとともに、当局に対して、同趣旨を各地方自治体にも周知していただきたいとの依頼が別添のとおり、財務省からありました。

貴職におかれましては、管内市区町村にこの旨改めて周知いただくとともに、管財担当部局とも連携を図り、国有地を活用した保育所等の整備なども検討いただきながら、待機児童の早期解消にご尽力いただきますようお願い申し上げます。

なお、各地方財務局等では、これらの内容について不明な点がある場合には、ご照会があれば、適宜対応するとのことですので、申し添えます。

また、厚生労働省においても、加速化プランに参加する自治体に対しては特別に土地の賃借料補助(保育所緊急整備事業(安心こども基金)の土地借料補助加算:1施設あたり20,000千円)を行うなど、用地確保への支援を行っておりますので、こちらの事業についても併せてご活用願います。

(参考)各財務局・財務事務所窓口一覧

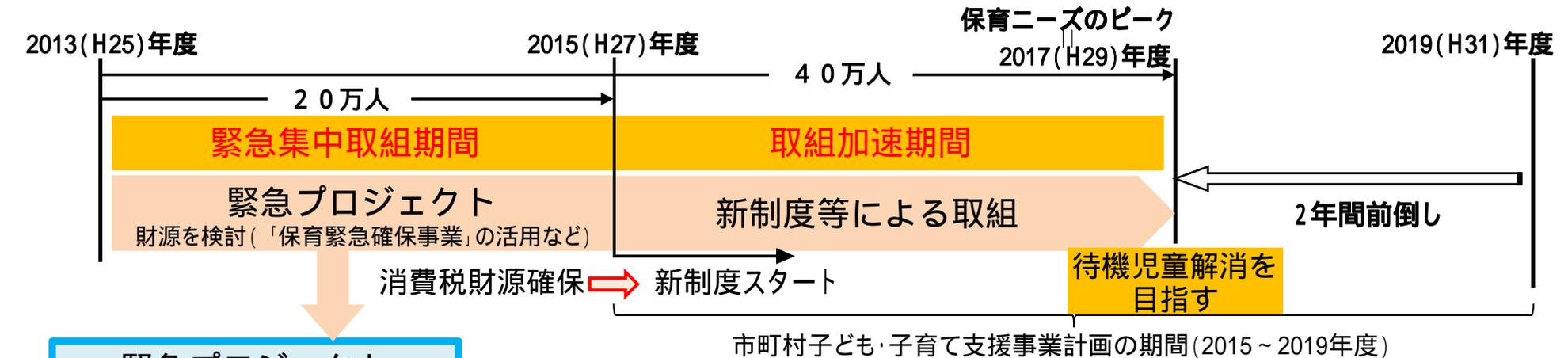
(別紙1)

待機児童解消加速化プラン

待機児童の解消に向け、2年後の子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、地方自治体に対し、できる限りの支援策を講じる。

足下2年間の「緊急集中取組期間」と、新制度で弾みをつける「取組加速期間」で、待機児童の解消を図る。

- ▶ 「**緊急集中取組期間**」(平成25・26年度)で**約20万人分の保育を集中的に整備できるよう、国として万全な支援**を用意。
地方自治体が更にペースアップする場合にも対応。
- ▶ 「**取組加速期間**」(平成27～29年度)で更に整備を進め、**上記と合わせて、潜在的なニーズを含め、約40万人分の保育の受け皿を確保**。
- ▶ 保育ニーズのピークを迎える**平成29年度末までに待機児童解消を目指す**。



緊急プロジェクト

取組自治体

支援パッケージ ～5本の柱～

- ▶ 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備(「ハコ」)
- ▶ 保育の量拡大を支える保育士確保(「ヒト」)
- ▶ 小規模保育事業など新制度の先取り
- ▶ 認可を目指す認可外保育施設への支援
- ▶ 事業所内保育施設への支援

保育緊急確保事業その他の消費税財源を用いた施策として行うほか、所要の財源を検討。

緊急プロジェクト（平成25・26年度）

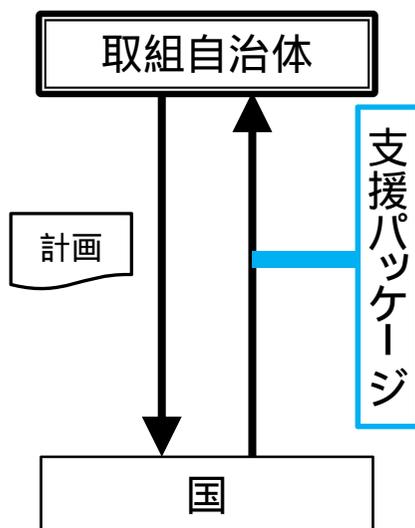
コンセプト

意欲のある地方自治体を強力に支援（市町村の手上げ方式）
今後2年間でできる限りの保育の量拡大と待機児童解消を図る。
参加市町村は、待機児童の減少目標人数、保育の整備目標量を設定。

支援パッケージ～5本の柱～

< 計画の策定 >

- ・待機児童の減少目標人数
- ・保育の整備目標量



・パッケージによる万全の支援

賃貸方式や国有地も活用した保育所整備（「ハコ」）

- > 施設整備費の積み増し。中でも都市部に適した賃貸方式を活用し、株式会社を含む多様な主体でスピード感をもった施設整備を推進。
- > 用地の確保が難しい都市部の事情に対応し、国有地等を積極的に活用。
- > 民有地のマッチング事業を導入（地主と整備事業者の結び付けによる整備促進）。

保育の量拡大を支える保育士確保（「ヒト」）

- > 潜在保育士の復帰を促進し、他業種への移転を防ぐための処遇改善。
- > 認可外保育施設で働く無資格者の保育士資格取得支援。

小規模保育事業など新制度の先取り

- > 小規模保育（運営費、改修費、賃借料等を支援）、幼稚園での長時間預かり保育など、新制度を先取りして実施（即効性のある受け皿確保）。
- > 利用者支援の先取り実施（保護者と適切な施設・事業の結び付け）。

認可を目指す認可外保育施設への支援

- > 認可保育所に移行する意欲のある認可外保育施設について、改修費、賃借料、移転費、資格取得費、運営費等を国が支援し、質の確保された認可保育所へ5年間で計画的に移行できるようにする。

事業所内保育施設への支援

- > 企業からの強い要望を踏まえ、「自社労働者の子を半数以上」とする助成要件を緩和する。

待機児童解消対策としての国有地の活用について

安倍総理より発表(4月19日)された「待機児童解消加速化プラン」を受け、厚生労働省とも協力しつつ、自治体のニーズを踏まえ、保育所整備等に国有地を積極的に活用。

保育所整備用地としての自治体からの要請に対し、宿舍削減計画により廃止される宿舍の跡地などの国有地を優先的に処分。また、定期借地制度を利用した貸付スキームを積極的に活用。

(注) 全国で待機児童数50人以上(H24.4.1現在)の自治体において、今後、400件程度の廃止宿舍跡地が生じる予定。

また、宿舍の空きスペースについては、家庭的保育(保育ママ)事業への活用を推進。

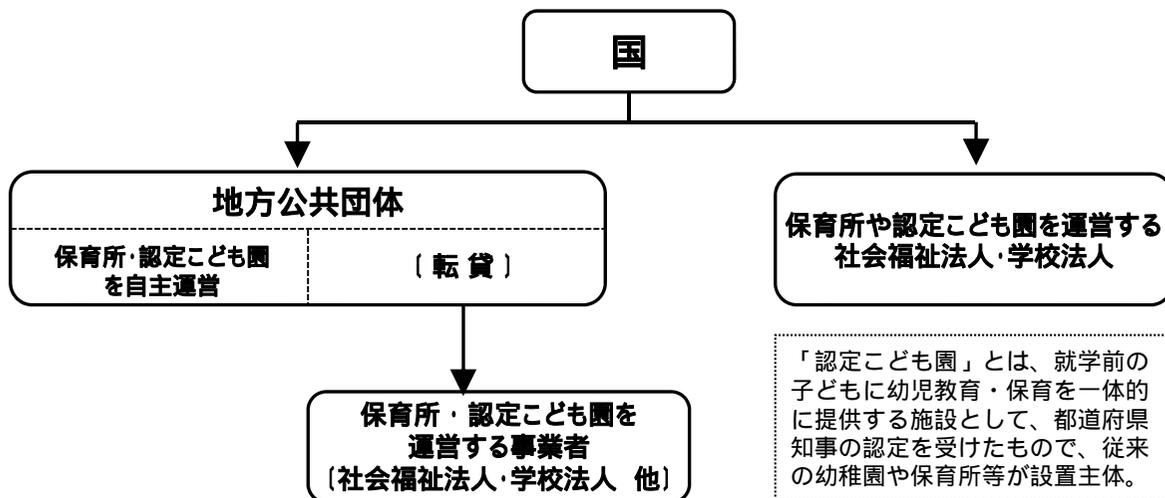
これらへ利用可能な国有地に関する情報について、積極的に情報発信。

自治体内で、利用可能な国有地に関する情報共有ならびに利用検討が十分に図られるよう、厚生労働省および財務局から各自治体に対し、国有地の情報提供および貸付等スキームに関する周知を実施。

財務局が各自治体を訪問し、今後利用可能となる国有地に関する情報提供等を実施

廃止予定宿舍が所在する待機児童数50人以上の市区町村(全国で約70市区町村)については、本年6月末までに全て訪問のうえ情報提供。なお、それ以外の市区町村についても、順次、情報提供を実施。

定期借地権を活用した貸付スキーム



保育ママ事業

国と地方が連携し、宿舍の空きスペースで保育ママ事業を行うことにより、地公体等のコスト負担を抑制(施設整備費の低減等)しつつ、待機児童解消に貢献。



(別添一)

財 理 第 2526 号
平成 25 年 5 月 29 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 殿

財務省理財局長 林 信光



保育所施設としての利用を目的とした未利用国有地の情報提供について（依頼）

各財務（支）局及び沖縄総合事務局（以下「各財務局等」という。）が所管する未利用国有地の売却等に当たっては、公用・公共用の利用を優先とし、各財務局等から地方公共団体等に対し未利用国有地の物件情報について情報提供を行い、受付期間（3ヶ月）を設けて取得等要望を確認することとしています。

今般（H25. 4. 19）、安倍総理の「成長戦略スピーチ」にて発表された「待機児童解消加速化プラン」において、「国有地を活用した保育所整備」が支援パッケージとして盛り込まれたことを踏まえ、財務省としても、地方公共団体から保育所施設用地として取得等の要望があった場合には、国有地の優先的売却や定期借地制度を利用した貸付を積極的に行うこととしています。

つきましては、「各財務局等が所管する未利用国有地の売却等に当たっては、当該財務局等から管内地方公共団体へ物件情報が提供されることとなっており、保育所施設用地として取得等が可能である」旨、各地方公共団体保育担当に対し周知方よろしくお願いいたします。

(別添一)

事務連絡
平成 25 年 5 月 29 日

各財務(支)局管財(第一・二)部長
沖縄総合事務局財務部長 殿

財務省理財局
国有財産業務課長 山 岸 晃

保育所施設としての利用を目的とした未利用国有地の情報提供について(依頼)

標記の件については、平成 25 年 5 月 29 日付財理第 2526 号をもって厚生労働省に対し、各地方公共団体保育担当への周知を依頼したところであるが、各財務局及び財務事務所においても各都道府県管財部局(公共用地担当)に対し別添のとおり周知方よろしく願います。

(別添一)

平成 25 年 5 月〇日

各都道府県管財部局長（公共用地担当） 殿

〇〇財務局管財部長（沖縄総合事務局財務部長）

又は △△財務事務所長

〇〇 〇〇

保育所施設としての利用を目的とした未利用国有地の情報提供について（周知）

財務省が所管する未利用国有地の売却等に当たっては、公用・公共用の利用を優先することとし、当局から貴局に対し未利用国有地の物件情報について情報提供を行い、受付期間（3 ヶ月）を設けて取得等要望を確認することとしています。

今般（H25.4.19）、安倍総理の「成長戦略スピーチ」にて発表された「待機児童解消加速化プラン」において、「国有地を活用した保育所整備」が支援パッケージとして盛り込まれたことを踏まえ、財務省としても、地方公共団体から保育所施設用地として取得等の要望があった場合には、国有地の優先的売却や定期借地制度を利用した貸付を積極的に行うこととしています。

つきましては、当局から貴局及び貴都道府県内の各市区町村に対し未利用国有地の物件情報の提供を行った場合には、保育担当部局とも連携のうえ、未利用国有地を活用した保育所施設整備に関する検討にあたっての参考としていただきますようお願いいたします。

また、本件につきましては、厚生労働省から各都道府県保育担当部局を通じて各市区町村保育担当部局に周知されておりますので、各市区町村貴局関係部局にも周知方よろしくお願いいたします。

なお、本件取扱いについて、ご不明な点がある場合及び具体的な取得等要望がある場合には、添付いたしました窓口までご照会願います。